

館林市の介護保険料（令和8年度）

「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

所得段階	世帯課税	本人課税	対 象	保険料（年額：円）
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	20,500
第2段階			世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超えて120万円以下の方	34,900
第3段階			世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	49,300
第4段階			世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	61,900
第5段階			世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超える方	(基準額) 72,000
第6段階	課税	課税	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	82,800
第7段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	93,600
第8段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,600
第9段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	129,600
第10段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	136,800
第11段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	151,200
第12段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	165,600
第13段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	172,800

※所得段階が第1～第3段階の方は、公費による負担軽減後の保険料額となっています。

●合計所得金額

「収入」から「必要経費など」を控除した金額の合計です。所得段階が第1～第5段階の方は、公的年金等に係る雑所得を控除した後の金額を用います。分離譲渡所得がある方は、それら特別控除額を控除した後の金額を用います。

●課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。
障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円に引き上げられました。介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料においては、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得にて算定します。このため住民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。